

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年8月3日(月)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番	林	喜太郎	委員	2番	及川	正義	委員
3番	金杉	勝城	委員	4番	布施	陽子	委員
5番	高品	文敬	委員	6番	椎名	寛	委員
7番	布施	行雄	委員	8番	小林	須美子	委員
9番	太田	憲一	委員	10番	大木	武一	委員
11番	鈴木	茂	委員	12番	佐藤	正剛	委員
13番	石田	利之	委員	14番	安藤	幸春	委員
15番	穴澤	久男	委員	16番	伊藤	栄治	委員
17番	渡邊	弘仁	委員				

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	伊藤	輝夫	委員	19番	秋山	菊次	委員
20番	布施	利雄	委員	21番	加瀬	安男	委員
22番	並木	昭男	委員	23番	鎌形	豊	委員
24番	山崎	幸治	委員	25番	塚本	繁雄	委員
26番	木原	正勝	委員	27番	江波戸	和男	委員
28番	寺本	利幸	委員	29番	石橋	誠	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員 3名

(市産業振興課) 職員 2名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年8月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、渡邊会長から御挨拶をお願いいたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、4番布施陽子委員、5番高品文敬委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月31日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7番 本件につきましては、去る7月31日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年7月22日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われま。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会

において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会長からの報告が終わりました。詳細について事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

**【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】**

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)について」の採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番、2番、5番及び6番は、所有権移転に関する件であります。番号3番及び4番は、利用権設定に関する件であります。

**【議案第2号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】**

番号1番から4番まで及び6番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、この内、番号3番と4番は、議案第4号の番号2番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第4号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

番号5番は、譲受人の営農状況及び収益の面から、これまで生産性のある農業経営がされていない様子が見受けられます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

6 番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

1 番 　　番号2番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

5 番 　　番号3番と4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

1 1 番 　　番号5番について、譲受人が過去に農地法に基づく許可等を受け、取得した農地や賃借している農地がありますが、耕作するすべての農地を効率的に利用していることに関し、疑念が持たれるため、本案件は、慎重に審議する必要があります。

3 番 　　番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

3 番 　　番号5番について、地元委員も疑問を持っておられるので、本案件は、他の案件とは別に審議採決してはいかがかと思

議 長 　　番号5番について、他の案件とは別に審議採決しては、との意見がありましたが、これに御意見はございますか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号5番について、他の案件とは別に審議採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、番号5番は、他の案件とは別に審議採決します。

番号5番を除く案件について、質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」のについて、番号5番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」について、番号5番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号5番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 引き続き、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号5番を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

2番 事務局と地元委員の説明では、これまで生産性のある農業経営がされていない様子とのことですが、農地法第3条の不許可とする要件に明らかに該当するとは判断できないことから、許可の条件に「耕作の事業に供するすべての農地をより一層効率的に利用すること」と条件を付して許可することとしてはいかがかと思えます。

議 長 他に質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、の番号5番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号5番について、採決に入ります。

議案第2号の番号5番について、「耕作の事業に供するすべての農地をより一層効率的に利用すること」と条件を付して許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって本案は、左様許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

**【議案第3号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、太陽光発電設備用地として畑459㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、農業用倉庫用地として畑864㎡の内492.62㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、農業用倉庫用地として畑208㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 番号1番について、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 番号2番について、申請地を農業用倉庫用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われると思います。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

番号3番について、申請地を農業用倉庫用地として倉庫1棟の建築を計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われると思います。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排

水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

**【議案第4号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、賃貸住宅用地として畑442㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑2筆合計2,224㎡の内0.458㎡を借り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、貸駐車場用地として田16㎡と畑182㎡合計198㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑2筆計203.23㎡と宅地1筆及び山林1筆計110.06㎡を合わせた313.29㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑204㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 　　番号1番について、申請地に賃貸住宅2棟を建築しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 　　番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

8番 　　番号3番について、譲請人は、申請地近くの自宅兼事務所で自営業を営んでおりますが、現在、従業員及び来客用の駐車場が不足しているため、申請地を7台分の駐車場として整備し、自ら役員を務める会社に貸し付けようとするものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

15番 　　番号4番について、譲受人夫婦は、子1人と3人で生活しておりますが、現住居が老朽化していること、また、子の成長に伴い手狭となったことから、小中学校に近い申請地に専用住宅の建築をしようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2番 　　番号5番について、譲渡人は、譲受人親子の夫または父になる関係になりますが、身体障がいを持っており、築50年程になる現住居は、日常生活の導線上に支障となる段差等が多いことから、現住居に隣接する申請地にバリアフリーの住宅を新たに建築しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」



質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和2年度第3次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和2年8月3日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。